平成２２年（フ）第２６６号
山口県防府市泉町26番13号　レオパレス泉Ⅰ208号
債務者　福田　勝俊
1　決定年月日時　平成23年３月28日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年６月20日まで　山口地方裁判所民事部破産係

平成２３年（フ）第２６号
山口県防府市酢貝20番７号　メゾンソレイユＢ棟201
債務者　鈴木　勝喜
1　決定年月日時　平成23年３月28日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年６月20日まで　山口地方裁判所民事部破産係

平成２３年（フ）第３４号
山口市宮野下1366番地２　県住Ｆ棟408号
債務者　坂本　昇子
1　決定年月日時　平成23年３月28日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年６月20日まで　山口地方裁判所民事部破産係

平成２３年（フ）第３６号
山口県防府市大字牟礼1010番地　市住39棟5633号
債務者　石丸　香織
1　決定年月日時　平成23年３月28日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年６月20日まで　山口地方裁判所民事部破産係

平成２３年（フ）第４７号
北海道勇払郡むかわ町穂別97番地30
債務者　清川　雄次
1　決定年月日時　平成23年３月28日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年６月24日まで　札幌地方裁判所苫小牧支部

平成２３年（フ）第１３号
北海道北見市高栄西町８丁目１番４―301号
債務者　照井　利夫
1　決定年月日時　平成23年３月29日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年５月23日まで　釧路地方裁判所北見支部破産係

平成２３年（フ）第１５号
北海道北見市幸町６丁目３番19号　グランドハイム幸112号
債務者　阿部　清子
1　決定年月日時　平成23年３月29日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年５月23日まで　釧路地方裁判所北見支部破産係

平成２３年（フ）第１１号
青森県十和田市西二十一番町38番２号　ルーセント２―Ｈ号、住民票上の住所青森県十和田市西二十三番町57番23―６号
債務者　簗場　健太
1　決定年月日時　平成23年３月30日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年５月23日まで　青森地方裁判所十和田支部

平成２２年（フ）第９６１号
埼玉県ふじみ野市西２丁目13番２号　上福岡ビューハイツ509号
債務者　功刀　薫子
1　決定年月日時　平成23年３月28日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年５月23日まで　さいたま地方裁判所川越支部

平成２３年（フ）第６４号
埼玉県川越市松江町１―16―４　川越ＳＳビル５階、住民票上の住所群馬県高崎市八千代町４丁目16番１号　リバーサイドハイツ205号
債務者　滝澤　惠一
1　決定年月日時　平成23年３月28日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年５月23日まで　さいたま地方裁判所川越支部

平成２３年（フ）第８６号
埼玉県ふじみ野市西鶴ケ岡２丁目15番31号　第２コーポ岡部101、前住所埼玉県ふじみ野市鶴ケ舞２丁目５番８号　第２涌井ビル301
債務者　堀　　誠
1　決定年月日時　平成23年３月28日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年５月23日まで　さいたま地方裁判所川越支部

平成２３年（フ）第８７号
埼玉県ふじみ野市西鶴ケ岡２丁目15番31号　第２コーポ岡部101、前住所埼玉県ふじみ野市鶴ケ舞２丁目５番８号　第２涌井ビル301
債務者　ホリ　コラソン　カバイス
1　決定年月日時　平成23年３月28日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年５月23日まで　さいたま地方裁判所川越支部

平成２３年（フ）第９８号
埼玉県入間市宮寺2925番地159
債務者　吉岡　　進
1　決定年月日時　平成23年３月28日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年５月23日まで　さいたま地方裁判所川越支部

平成２３年（フ）第１０８号
埼玉県所沢市中新井１丁目855番地　コーポチェリー204
債務者　髙橋　義信
1　決定年月日時　平成23年３月28日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年５月23日まで　さいたま地方裁判所川越支部

平成２３年（フ）第１１５号
埼玉県比企郡川島町大字上伊草1464番地
債務者　北村　　智
1　決定年月日時　平成23年３月28日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年５月23日まで　さいたま地方裁判所川越支部

平成２３年（フ）第１３４号
埼玉県富士見市鶴瀬西２丁目３番３―314号、前住所埼玉県富士見市羽沢２丁目10番８号
債務者　小宮山裕次
1　決定年月日時　平成23年３月28日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年５月23日まで　さいたま地方裁判所川越支部

平成２３年（フ）第１３９号
埼玉県飯能市永田台２丁目５番地14
債務者　青木　和泉
1　決定年月日時　平成23年３月28日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年５月23日まで　さいたま地方裁判所川越支部